

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	4	担当課	観光振興課
法令名	旅行業法	根拠条項	19 の 2	不利益処分の種類	旅行業者等に対する登録の取消し	

○ 旅行業法
(登録の取消し等)

第十九条

2 観光庁長官は、旅行業者等が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による処分について、前条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

(登録の拒否)

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第三十七条の規程により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者

三 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。）

四 申請前五年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は第七号のいずれかに該当するもの

六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産開始の決定を受けて復権を得ないもの

七 法人であって、その役員のうちに第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

十 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第三号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

十一 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。